

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業に関する契約書（案）
(改訂版)

立

年月日

目 次

前文	1
第1章 用語の定義	2
第1条 (定義)	2
第2章 総則	5
第2条 (目的及び解釈)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第4条 (事業日程)	5
第5条 (本件事業の概要)	5
第6条 (事業者の資金調達)	6
第7条 (事業者)	6
第8条 (関係者協議会)	6
第9条 (本件土地使用)	7
第10条 (許認可、届出等)	7
第3章 本件施設の設計	7
第11条 (本件施設の設計)	7
第12条 (設計図書の変更)	8
第13条 (設計図書及び工事完成図書の著作権)	9
第14条 (著作権の侵害の防止)	9
第15条 (特許権等の使用)	9
第16条 (設計状況の確認)	10
第4章 本件施設の建設	10
第1節 総則	10
第17条 (本件施設の建設)	10
第18条 (施工計画書等)	11
第19条 (建設期間中の第三者の使用)	11
第20条 (事業者による工事監理者の設置)	12
第21条 (本件土地の管理)	12
第22条 (建設に伴う各種調査)	12
第23条 (調査等の第三者への委託)	13
第24条 (本件施設の建設に伴う近隣対策)	13
第25条 (本件施設の建設に伴う電波障害)	14
第2節 県による確認等	14
第26条 (県による説明要求及び建設現場立会い)	14
第3節 工事の中止等	14

契約書(案)

第27条 (工事の中止等)	15
第4節 損害等の発生	15
第28条 (本件工事中に第三者に生じた損害)	15
第5節 本件施設の工事完成及び引渡し	15
第29条 (事業者による完成検査)	15
第30条 (県による本件施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付)	16
第31条 (事業者による維持管理・運営業務体制整備)	16
第32条 (県による維持管理・運営業務体制確認)	16
第33条 (事業者による本件施設の引渡し及び県による所有権の取得)	17
第34条 (本件施設等の瑕疵担保)	17
第35条 (工期の変更)	17
第36条 (本件施設の引渡し遅延による費用負担)	17
第5章 本件施設等の維持管理及び運営	18
第1節 総則	18
第37条 (維持管理・運営業務計画書の作成・提出)	18
第38条 (維持管理・運営業務)	18
第39条 (業務報告)	19
第40条 (維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	19
第41条 (維持管理期間中の第三者の使用)	20
第42条 (関係者との調整)	20
第43条 (本件施設等の修繕)	20
第44条 (総括責任者及び業務責任者)	21
第45条 (従事職員名簿の提出等)	21
第46条 (本件施設等にかかる水道光熱費)	21
第2節 維持管理業務	21
第47条 (建物保守管理業務の実施)	21
第48条 (設備保守管理業務の実施)	22
第49条 (設備管理記録の作成及び保管)	22
第50条 (異常時の報告)	22
第51条 (清掃業務の実施)	22
第52条 (植栽・外構維持管理業務の実施)	22
第53条 (病院敷地内の外構にかかる清掃業務)	22
第54条 (病院敷地内の外構等にかかる植栽管理業務)	23
第55条 (廃棄物処理業務)	23
第56条 (除雪業務)	23
第57条 (自動販売機の設置)	23
第3節 運営業務	23
第58条 (自動車等整理業務の実施)	23

第 59 条 (駐車料金徴収業務の実施)	24
第 60 条 (安全管理業務)	24
第 4 節 県による業務の確認等	24
第 61 条 (県による説明要求及び立会い)	24
第 5 節 損害・損傷等の発生	24
第 62 条 (第三者に及ぼした損害)	25
第 6 章 サービス対価の支払い	25
第 63 条 (施設等整備費相当の支払)	25
第 64 条 (施設整備費相当の減額支払)	25
第 65 条 (維持管理・運営費相当の支払)	25
第 66 条 (維持管理・運営費相当の減額)	26
第 7 章 契約期間及び契約の終了	26
第 1 節 契約期間	26
第 67 条 (契約期間)	26
第 2 節 事業者の債務不履行による契約解除	27
第 68 条 (事業者の債務不履行による契約解除)	27
第 69 条 (本件施設のうち病院前駐車場引渡し前の解除)	27
第 70 条 (本件施設全ての引渡し前の解除)	28
第 71 条 (本件施設引渡し以後の解除)	30
第 3 節 県の債務不履行による契約解除	30
第 72 条 (県の債務不履行による契約解除)	30
第 4 節 県による任意解除	31
第 73 条 (県による任意解除)	31
第 5 節 法令変更による契約解除	31
第 74 条 (法令変更による契約の解除)	31
第 6 節 不可抗力による契約解除	31
第 75 条 (不可抗力による契約解除)	32
第 7 節 事業関係終了に際しての処置	32
第 76 条 (事業関係終了に際しての処置)	32
第 77 条 (終了手続の負担)	32
第 8 節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	32
第 78 条 (モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	32
第 8 章 表明・保証及び誓約	33
第 79 条 (事業者による事実の表明・保証及び誓約)	33
第 9 章 保証	34
第 80 条 (契約保証金)	34
第 10 章 法令変更	34
第 81 条 (通知の付与及び協議)	34

第 82 条 (法令変更による増加費用・損害の扱い)	34
第 11 章 不可抗力	35
第 83 条 (通知の付与及び協議)	35
第 84 条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	35
第 85 条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	35
第 86 条 (本件土地の地盤沈下)	35
第 12 章 その他	35
第 87 条 (公租公課の負担)	35
第 88 条 (協議)	36
第 89 条 (融資団との協議)	36
第 90 条 (株主・第三者割り当て)	36
第 91 条 (財務書類の提出)	36
第 92 条 (秘密保持)	36
第 13 章 雜則	36
第 93 条 (請求、通知等の様式その他)	36
第 94 条 (延滞利息)	37
第 95 条 (解釈)	37
第 96 条 (準拠法)	37
第 97 条 (管轄裁判所)	37

前文

山梨県立中央病院(以下「中央病院」という。)では、来院者用駐車場として病院の北側に平面駐車場を保有している。しかし、現在の平面駐車場は、駐車台数が少なく来院者の需要に十分対応できおらず、恒常に駐車場入庫待ちの自動車が周辺市道に溢れるなど、周辺の交通環境や県民生活にも支障をきたしている。

また、この駐車場の一部は、都市計画道路「愛宕町下条線」の道路敷地となっているため、駐車台数が大幅に削減される。

そこで、山梨県(以下「県」という。)は、新病院の整備に合わせて、新たな駐車場の確保が必要となり、病院西側の敷地に主に来院者等が利用する立体駐車場を建設することにより、利用者の利便性の向上を図ると共に、併せて、病院北側等の平面を主に職員用の駐車場として改修し、維持管理運営については、これらを含めた新病院の駐車場全体を対象に行う。

県は、山梨県立中央病院駐車場整備運営事業(以下「本事業」という。)の実施にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律 117 号)の趣旨にのっとり、民間企業の施設維持監理業務及び運営業務の実施能力を最大限に利用するために、本件施設の設計、建設維持管理及び運営の各業務からなる本事業を民間事業者に対して一体の事業として委託することとした。

そこで、県及び●●株式会社(以下「事業者」という。)は、本事業の実施に関して以下の通り合意し、本契約を締結する。

契約書(案)

県と事業者は、本事業に関して、施設の設計・建設及び維持管理・運営に関する契約(以下「本事業契約」という。)をここに締結する。県と事業者は、本事業契約と共に、実施方針(その後の変更を含み、入札説明書において変更されたものは除く。)、実施方針等質問回答、業務要求水準書、施設要求水準書、基本協定書、[提案書類]及び設計図書に定める事項が適用されることをここに確認する。

第1章 用語の定義

第1条(定義)

本事業契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務年間計画書」とは、第37条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- (2) 「維持管理・運営期間」とは、本件各施設につき第30条第4項に基づく工事完成確認通知書が交付された日の翌日から平成33年6月末日までの日(ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、終了の日)までの期間をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、本件施設等に関する以下の業務をいう。
 - ア 建物保守管理業務(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。)
 - イ 設備保守管理業務(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。)
 - ウ 清掃業務(建築物内部及び敷地内の清掃業務)
 - エ 植栽・外構維持管理業務(点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務を含む。)
 - オ 廃棄物処理業務
 - カ 除雪業務
 - キ 病院敷地内(本件施設を除く。)の外構にかかる清掃業務
 - ク 病院敷地内(本件施設を除く。)の外構及び屋上庭園にかかる植栽管理業務
- (4) 「維持管理・運営費」とは、別紙10に定義される維持管理・運営費をいう。
- (5) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称していう。
- (6) 「維持管理・運営業務計画書」とは第37条に規定する意味を有する。
- (7) 「維持管理・運営業務総合計画書」とは第37条に規定する意味を有する。
- (8) 「運営業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
 - ア 自動車等整理業務
 - イ 駐車料金徴収業務
 - ウ 安全管理業務
- (9) 「運営業務年間計画書」とは、第37条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- (10) 「開業日」とは、立体駐車場については、平成18年7月●日、北側駐車場は

- 平成 19 年 4 月●日、南側駐車場については平成 19 年 1 月●日、病院前駐車場については平成 18 年 7 月●日、又は本件引渡予定日が変更された場合には、県と事業者が協議によって定める日をいう。
- (11) 「基本協定書」とは、本事業に関し県と構成員との間で平成 17 年●月●日に締結された基本協定書をいう。
 - (12) 「協力企業」とは、落札者のうち構成員でない者で、本事業契約で事業者が実施すべき業務の一部を受託し又は請け負う者をいう。
 - (13) 「工期」とは、本件施設の建設・整備期間をいい、工事開始日から本件引渡予定日までの期間をいう。なお、事業者が本件引渡予定日までに本件施設を完工できなかった場合には、工事開始日から県が本件施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。
 - (14) 「工事開始日」とは、本件日程表において指定された本件工事を開始する日をいう。
 - (15) 「構成員」とは、落札者のうち事業者に株主として出資するものをいう。
 - (16) 「サービス対価」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、県が支払う対価をいう。サービス対価は、施設整備業務履行の対価としての施設整備費相当額と、維持管理・運営業務履行の対価としての維持管理・運営費相当額（その他費用を含み、総称して「維持管理・運営費相当」という。）とから構成され、その詳細は別紙 10 に記載のとおりである。
 - (17) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。
 - (18) 「施設整備業務」とは、以下に規定する業務をいう。
 - ア 事前調査業務及びその関連業務
 - イ 本件施設及び本事業に必要な設備等の設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
 - ウ 本件施設の建設工事及びその関連業務
 - エ 附帯設備（じゅうき・備品を含む。）の設置工事及びその関連業務
 - オ 工事監理業務
 - カ 周辺家屋影響調査・対策業務
 - キ 電波障害調査・対策業務
 - ク 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
 - ケ 病院南側道路の付け替え業務
 - コ 病院南側水路の付け替え業務
 - (19) 「施設整備費」とは、別紙 10 に定義される施設整備費をいう。(20) 「実施方針」とは、県が平成 16 年 12 月 22 日に公表した山梨県立中央病院駐車場整備運営事業実施方針（その後の変更を含む）をいう。
 - (21) 「実施方針等質問回答」とは、実施方針の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して県が平成 17 年 2 月 10 日に公表した県の回答を記載した書面をいう。
 - (22) 「工事完成図書」とは、本件工事完了時に事業者が作成する別紙 7 に記載する図書をいう。

- (23) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙 3.1 記載の基本設計図書及び別紙 3.2 記載の実施設計図書その他の本件施設についての設計に関する図書（第 12 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
- (24) 「修繕・更新」とは、維持管理期間において、本件施設の機能や性能等を初期の目的どおりに維持するために、各部位、備品及びその他本件施設の維持管理上必要な部位、備品について行うことをいう。
- (25) 「調査・設計・建設期間」とは、本事業契約締結日から本件引渡予定日までの期間をいう。なお、事業者が本件引渡予定日までに本件施設を完工できなかった場合には、県が本件施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。
- (26) 「落札金額」とは、落札者とされた入札者が本事業に関し入札時に提示した額をいう。
- (27) 「提案書類」とは、落札者が入札手続において県に提出した入札提案、県からの質問に対する回答書その他落札者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (28) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (29) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。
- (30) 「入札説明書」とは、本事業に関し平成 17 年 4 月 4 日に公表された入札説明書本編及び付属資料から施設要求水準書及び業務要求水準書を除いたものをいう。
- (31) 「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する県の回答を記載した書面をいう。
- (32) 「本件各施設」とは本件施設を構成する各施設をいう。
- (33) 「本件工事」とは、本事業に関し設計図書に従った本件施設の建設工事その他の施設整備業務に基づく業務をいう。
- (34) 「本件施設」とは本事業契約及び設計図書に基づき事業者が設計・建設する山梨県立中央病院の立体駐車場、北側駐車場、南側駐車場、病院前駐車場及び病院南側道水路を総称している。
- (35) 「本件施設建設用地」とは、入札説明書において「事業計画地」として特定された土地をいう。

- (36)「本件施設等」とは、本件施設並びに地下駐車場及び病院敷地内の外構をいう。
- (37)「本件土地」とは、入札説明書において事業計画地と記載された土地のうち、本件施設の敷地となるものを意味する。
- (38)「本件日程表」とは、別紙9に記載された日程表をいう。
- (39)「本件引渡予定日」とは、本件日程表において、本件各施設が県に引き渡される日として記載される日をいい立体駐車場については平成18年7月●日、北側駐車場については平成19年3月●日、南側駐車場及び病院南側道水路については平成18年12月●日、病院前駐車場については平成18年6月●日、又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- (40)「落札者」とは、本事業の実施に係る入札の方法により選定された者又は共同企業体をいう。
- (41)「要求水準書」とは、本事業に関し平成●年●月●日に公表された「施設要求水準書（改訂版）」及び「業務要求水準書（改訂版）」を総称している。
- (42)「要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書及び提案書類を総称している。

第2章 総則

第2条（目的及び解釈）

本事業契約は、県及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 事業者は、本件施設等が行政サービス施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 県は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第4条（事業日程）

事業者は、本事業を本件日程表に従って遂行する。

第5条（本事業の概要）

- 本事業は、本件施設の設計及び建設・整備、本件施設の工事完成時における本件施設所有権の県による取得、本件施設等の維持管理及び運営並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。
- 事業者は、本事業を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。なお、本件施設の施設整備業務、本件施設等の維持管理・運営業務の概要は、別紙1とし

て添付する事業計画書において明示しなければならない。

- 本件施設等の名称は、山梨県立中央病院駐車場とする。

第6条（事業者の資金調達）

- 本事業の実施に関する一切の費用（本件施設の設計費用、本件施設の建設及び整備費用、並びにこれらに関連する一切の費用を含むがこれに限られない。）は、本事業契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。
- 事業者は、本事業に関連する資金調達に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第16条に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。
- 第2項の規定により、事業者が支援を求めた場合、県は、事業者がPFI法第16条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。

第7条（事業者）

- 事業者は、県の事前の承認なく、本事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。
- 本事業に関連する事業者の構成員及び協力企業の行為は、当然に事業者の行為と同視し、構成員及び協力企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由みなす。

第8条（関係者協議会）

- 県及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、県及び事業者により構成される関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）を設置する。
- 県及び事業者間の協議を要する事項が存在する場合、県又は事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて隨時関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 本事業契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。ただし、県と事業者が別途合意した場合には、本事業契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 県及び事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。
- 県及び事業者は、関係者協議会における詳細な協議事項を第1回関係者協議会で定めるほか、関係者協議会運営準則を採択する。
- 県及び事業者は、関係者協議会に中央病院関係者を参加させることができるほか、関係者協議会の意思決定に必要な第三者の意見を聴取することができる。なお、事業者が中央病院関係者の関係者協議会への出席を要求した場合には、県は、当該中央病院関係者が関係者協議会に出席するよう、必要な協力をう。

第9条 (本件土地使用)

本件施設の建設・整備は、本件土地において行う。調査・設計・建設期間中の本件土地の使用は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。本件土地は県所有の行政財産とし、事業者は、本件土地の一部につき、県と別紙2の様式に従った土地使用貸借契約を締結の上、本事業契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本件土地を無償にて使用することができる。ただし、本件施設の建設に要する本件土地以外の仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。

第10条 (許認可、届出等)

- 1 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、県からの要請がある場合は、県による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第10章又は第11章の規定に従う。

第3章 本件施設の設計

第11条 (本件施設の設計)

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に記載された内容を満たす範囲内において、県、中央病院関係者と協議の上、自らの責任及び費用負担において本件施設の設計を行う。
- 2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、提案書類及び前項に基づく協議の結果をもとに本件施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき県による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、基本設計完了時に別紙3.1の基本設計図書を県に提出する。県は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 3 事業者は、県から前項に基づき次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、本件施設の実施設計を開発し、かかる実施設計の進捗状況につき県による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計完了時に別紙3.2の実施設計図書を県に提出する。県は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

4 県は、第2項及び第3項に基づき事業者より提示された設計図書が要求水準書等若しくは県と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、県からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 5 事業者は、設計の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、関連資料を添えて県に対して事前に通知しなければならず、県の承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。上記受託者に関する何らかの紛争等に起因して本件工事の開始が遅延した場合において、県又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。
- 6 県は、第1項に基づく協議、第2項及び第3項の設計図書を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- 7 事業者は、本件施設の設計の進捗状況について、定期的に県と打ち合わせを行う。
- 10 本件施設の設計に遅延が発生する場合及び設計費用が増加する場合並びに損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由 (①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書又は要求水準書の不備又は県による変更、若しくは③県による設計図書又は要求水準書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）)により、本件施設の設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により本件施設の設計に遅延が生じた場合、設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

第12条 (設計図書の変更)

- 1 県は、本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わざかつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本件施設の設計図書の変更を求めることができる。事業者は、県から当該通知を受領した後15日以内に、県に対してかかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

2 事業者は、県の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

第 13 条 (設計図書及び工事完成図書の著作権)

- 1 県は、設計図書及び工事完成図書その他本事業契約に関する県の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）並びに本件施設について、県の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計図書等及び本件施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、県が当該設計図書等及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようしなければならず、自ら又は著作者（県を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使又はさせてはならない。
 - 一 成果物又は本件施設の内容を公表すること。
 - 二 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、県及び県の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 三 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 四 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 一 第 2 項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること
 - 二 第 1 項に掲げるもの及び本件施設の内容を公表すること。
 - 三 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

第 14 条 (著作権の侵害の防止)

- 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本件施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、県が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第 15 条 (特許権等の使用)

事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

第 16 条 (設計状況の確認)

- 1 県は、本件施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求めることができ、またその他の書類の提出を求めることができる。
- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び県による確認の実施につき県に対して最大限の協力をし、また設計者をして、県に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 県は、前 2 項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

第 4 章 本件施設の建設

第 1 節 総則

第 17 条 (本件施設の建設)

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を調査・設計・建設期間内に完成の上、第 30 条に基づいて本件施設を県に引き渡し、その所有権を県に取得させる。事業者から本件施設の引渡しを受け、本件施設の所有権を取得した場合、県は、事業者に対し本件施設を本件事業のために必要な限度において無償で占有及び使用させる。
- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本件施設の調査・設計・建設期間中、自ら又は工事請負人等（第 19 条第 4 項に定義する。）をして別紙 4 に定める措置をとり又は措置をとらせる。なお、別紙 4 に規定するものの内、履行保証保険による付保を行う場合には、保険料は事業者又は工事請負人等の負担とする。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを本件工事の着手に先立ち直ちに県に提示しなければならない。
- 4 本件工事に遅延が発生する場合及び建設費用が増加する場合並びに損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約入札説明書又は業務要求水準書の不備又は県による変更、若しくは③県による設計図書又は要求水準書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは建設

費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令の変更又は不可抗力により本件工事に遅延が生じる場合、建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

第18条(施工計画書等)

- 1 事業者は、別紙5.1に記載の各書類を本件各施設の工事開始前に県に提出する。
- 2 事業者は、本件日程表に記載された日程に従って詳細な工事工程表(月間工程表及び週間工程表)を作成して県に提出した上で、これに従って工事を遂行する。県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに県に通知し、承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、県の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、別紙5.2に規定する書類を施工時に県に提出する。
- 5 県は、事業者から施工体制台帳(建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に規定する施工台帳をいう。)の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

第19条(建設期間中の第三者の使用)

- 1 事業者は、関連資料を添えて、県に対して本件工事の施工を第三者に請け負わせる旨を事前に通知し、県の承諾を得た場合には、本件工事の施工を第三者に請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。
- 2 前項に基づき、本件工事の施工を請け負った第三者がさらに本件工事の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合は、事業者は速やかに県に対してその旨を事前に通知し、県の承諾を得なければならない。ただし、本件工事の軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、県に対して予め通知をすれば足りる。
- 3 県は、必要と認めた場合には隨時、事業者から施工体制台帳及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項に基づく、工事請負人及び工事下請人(本事業契約において、総称して「工事請負人等」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 工事請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合において、県又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。

第20条(事業者による工事監理者の設置)

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理者(以下「工事監理者」という。)を設置し、工事開始日までに県に対して工事監理者の名称を通知する。ただし、工事監理者は、工事請負人と同一法人又は工事請負人との間で資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。
- 2 事業者は、工事監理者をして、県に対して、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、県は、必要と認めた場合には、隨時、工事監理者に本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

第21条(本件土地の管理)

事業者は、事業者の責任及び費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第10章又は第11章の規定に従う。

第22条(建設に伴う各種調査)

- 1 事業者は、本件工事に必要な測量調査、土壤調査、地質調査その他の調査は、すでに県が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を県に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、県に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、第1項に定める調査を実施した結果、県が本事業の落札者選定手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに県に通知し、その確認を求めるなければならない。この場合において、県及び事業者は、その対応につき協議する。なお、当該提出した本件土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは事業者に損害又は増加費用が発生した場合、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 3 事業者は、本件土地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発見があった場合、その旨を直ちに県に通知し、県及び事業者はその対応につき協議する。なお、本件土地の地質障害(土地固有の土壤汚染に限る。)、地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発見に起因して本件工事に遅延が発生することが合理的に

見込まれる場合、若しくは事業者に損害又は増加費用が発生した場合、事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減する努力を尽くしている場合に限り、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

- 4 県は、必要と認めた場合には隨時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

第23条（調査等の第三者への委託）

- 1 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、県に対してその旨を申し出た上で、当該調査を第三者に委託することができる。
- 2 前項に基づく、受託者の使用は、すべて事業者の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第24条（本件施設の建設に伴う近隣対策）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して事業計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容をいう。以下同じ。）及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。県は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、県の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、県は、事業者が事業計画を変更せず、さらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、本件工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者は協議の上、速やかに、本件引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 近隣対策の結果、事業者に生じた費用（近隣対策の結果本件引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
- 6 前項にかかわらず、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については県が負担する。また、本件施設を設置・運営すること自体に対する

住民反対運動・訴訟等に対する対応は県が行うものとし、これに起因して本件工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者協議の上、速やかに、本件引渡予定日を合理的な期間延期することができる。

第25条（本件施設の建設に伴う電波障害）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、本件施設の建設に伴い生じる可能性のある近隣の建物に発生する電波障害について調査する。
- 2 事業者は、前項に基づく調査の結果を県に報告し、かかる調査に基づき本件施設の建設に際して発生する電波障害を防止するために合理的に必要な範囲の対策をとる。かかる電波障害の防止措置につき、事業者は県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 電波障害の防止措置につき事業者に生じた費用については事業者が負担する。

第2節 県による確認等

第26条（県による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 県は、本件工事の進捗状況について、隨時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、県の要請があった場合にはかかる報告を行わなければならない。また、県は、本件施設が設計図書に従い建設・整備されていることを確認するため、本件施設の建設・整備について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めることができる。
- 2 県は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、隨時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問を受領した後速やかに、県に対して回答を行わなければならない。県は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 3 県は、調査・設計・建設期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、隨時、本件工事に立ち会うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、本件施設の建設・整備状況が要求水準書等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。かかる是正要求において、県は、是正を求める合理的理由及び是正内容を事業者に通知する。
- 5 事業者は、建設中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に県に対して通知する。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 県の事業者に対する説明の要求又は県の本件工事への立会いを理由として、県は、本件施設の設計及び建設・整備の全部又は一部について何らの責任を負担しない。

第3節 工事の中止等

第27条（工事の中止等）

- 1 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。
- 2 県は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、本件引渡予定日を変更することができる。また、かかる本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者に生じた①本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、②労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又は③その他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用又は損害額については県がこれを負担する。なお、本件工事の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章に従う。

第4節 損害等の発生

第28条（本件工事中に第三者に生じた損害）

- 1 事業者が施設整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 事業者は、施設整備業務を履行するに当たり、別紙15に規定した範囲について、本件事業の実施に伴い合理的に予想される範囲内での本件土地の地盤沈下の発生、地下水の変動等により第三者に損害が発生した場合は、その損害をすべて負担しなければならない。
- 3 前項の場合を除き、本件工事の施工に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第11章に従う。

第5節 本件施設の工事完成及び引渡し

第29条（事業者による完成検査）

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において本件各施設が完成する都度それぞれの施設につき完成検査を行う。
- 2 事業者は、県に対して、事業者が前項の完成検査を行う14日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。
- 3 県は、事業者が前2項の規定に従い行う完成検査への立会いを求めることができ。ただし、県はかかる立会いの実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて、県が適当と認める方法により検査し、完了検査における県の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成届とともに県に提出する。

第30条（県による本件施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付）

- 1 前条の完成検査及び維持管理・運営業務開始の準備が完了したことを受け、事業者は、本件各施設につきそれぞれ県に対して完成届を提出する。事業者から提出された完成届を県が受領した場合、県は、本件施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足し、維持管理・運営業務を実際に実施しうる体制にあることを確認する。
- 2 県は、前項の工事完成確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。上記補修、改造、改善にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 工事完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 県は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、工事完成確認を実施する。
 - (2) 工事完成確認は、設計図書との照合により実施する。
 - (3) 機器・備品等の試運転等は、県による工事完成確認前に事業者が実施し、その報告書を県に提出する。なお、県は、試運転等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用負担により行う。
 - (4) 事業者は、試運転とは別に、機器・備品等の取扱いに関する県への説明を実施する。なお、中央病院関係者が別途機器・備品等の取扱いの説明を求めた場合、事業者は中央病院関係者に対して必要な説明を行う。
- 4 県は、第1項の事項及び本事業契約に従った維持管理・運営業務が可能であることについて確認し、かつ、事業者が、自己又は受託者等（第41条第4項で定義する。）をして別紙4第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを別紙7に掲げる工事完成図書とともに県に対して提出した場合、事業者に対して工事完成確認通知書を遅滞なく交付する。
- 5 事業者は、県の工事完成確認通知書を受領しなければ、維持管理・運営業務を開始することはできない。
- 6 県による工事完成確認通知書の交付を理由として、県は本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

第31条（事業者による維持管理・運営業務体制整備）

- 1 事業者は、本件各施設の本件引渡予定日までに、それぞれの施設につき維持管理・運営業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運営業務に必要な訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って維持管理・運営業務の実施が可能となった段階で、県に対して通知を行う。

第32条（県による維持管理・運営業務体制確認）

県は、本件各施設の引渡しに先立ち、要求水準書等との整合性の確認のため、本件施設等の維持管理・運営業務体制の確認を行う。